

「安心してみんなが住みたくなる地域づくり」変更申請 新旧対象表

新	旧
<p>地域再生計画</p>	<p>地域再生計画</p>
<p>1 地域再生計画の名称  <u>あらゆる世代が安心していきいきと希望をもって暮らすことのできる「元気な大分」づくり計画</u></p>	<p>1 地域再生計画の名称                      安心してみんなが住みたくなる地域づくり</p>
<p>2 地域再生計画の作成主体の名称                      大分県、大分市</p>	<p>2 地域再生計画の作成主体の名称                      大分県                      大分県大分市</p>
<p>3 地域再生計画の区域                      大分市の<u>全域</u></p>	<p>3 地域再生計画の区域                      大分市の区域の一部（大野川右岸の大南地区）</p>
<p>4 地域再生計画の目標</p> <p><u>大分市は、大分県のほぼ中央に位置し、北は別府湾、東は豊後水道に面しており、西から南にかけては、高崎山をはじめとした山々が連なり、市域の中央を大分川、大野川という 1 級河川が流れる海・山・川のすべてが共存する優れた自然景観を有している。</u></p> <p><u>昭和 3 9 年の新産業都市の指定を契機として、東九州最大の近代工業都市として飛躍的な発展をし、平成 9 年に「中核市」へ移行、さらに、平成 1 7 年 1 月 1 日に佐賀関町、野津原町との合併を経て、現在人口約 4 7 万人の県都として、魅力ある活力に満ちたまちづくりを進めている。</u></p>	<p>4 地域再生計画の目標</p> <p>大南地区は、大分市の南部に位置し、大野川沿いの平地には、豊かな水利を生かした優良な農用地が広がる一方、幹線道路となる国道 1 0 号の沿線には、地域の活力となる商工業の集積が進んでいる。</p> <p>地区内の戸次本町は、古代から日向街道の交通の要衝として、また、江戸時代には臼杵藩の市場のあるの在町<small>さいまち</small>として栄えた地域である。</p> <p>地区の中心に位置する「帆足本家酒造蔵」は、文人画家の</p>

近年では、海岸部に鉄鋼・石油化学を主力分野とする一大工業地帯が形成され、内陸部には、大規模な先端技術産業である東芝大分工場、大分キヤノン大分事業所等が進出するなど、国際的な産業集積を誇る県産業経済の重要なけん引役としての役割を担っている。

しかし、面積501.13平方キロメートルと全国的にも広い市域を有する大分市は、都心部など産業集積に伴い都市機能の整備が図られた地域がある一方、周辺部においては、地域の重要な生活基盤となる道路などのインフラ整備の遅れから、人口流出による過疎化、高齢化の進行が著しく、農林水産業など地場産業の後継者不足による地域活力の低下が深刻な課題となっている。

このため、本計画に掲げる道路整備事業等を行うことにより、地場産品の生産から流通までの効率化及び、低コスト化と安定供給の実現を図り、競争力のある生産性の高い産地を形成し、新たな担い手の育成や地域からの人口流出に歯止めをかけ、都市部の先進的な産業と豊かな自然を活用した地場産業が共生し、ともに発展できる環境を整備する必要がある。

さらに、旧大分地区においては、戸次本町街づくり推進事業や大友氏館跡整備事業など歴史遺産を生かした地域づくり、佐賀関地区においては、「関あじ関さば」通りを会場に地域の新鮮な産物販売を行う朝市の開催や美しいリアス式海岸の景観を生かした「さかのせきサイクリングロード」の整備などブルーツーリズムの受け皿づくり、野津原地区においては、宿場町として栄えた今市の参勤交代時に使用した石畳や大分川ダム周辺の緑豊かな森林を活かした観光レクリエーションゾーンの開発などグリーンツーリズムの受け皿づく

田能村竹田や儒学者の頼山陽らと親交があった大庄屋の帆足家より、平成7年に大分市に寄贈されたものであり、日本近代産業の1つである酒造業の工程がよくわかる建築群として、平成11年に「大分市指定有形文化財」に指定されたところである。

この貴重な歴史遺産である酒造蔵を核として、地元と協働するなか、「酒造蔵西広場」「町並み駐車場」などの整備を行い、また、国土交通省所管の「町並み環境整備事業」の大臣承認を受け、個人住宅等の修景整備や道路の美装化にも取り組むなど、訪れた人が安心してゆっくりくつろげる生活文化都心としてのまちづくりを展開している。

一方、大南地区の道路交通体系は、広域的な道路網が国道10号に集約される形となっており、朝夕のラッシュ時における慢性的な交通渋滞の迂回路として、戸次本町内の生活道路が、臼杵市方面から国道10号へ向かうルートとして使用され、通過車両の増加により地域住民の日常生活が危険にさらされており、通過交通の排除が喫緊の課題となっている。

また、大南地区南部の吉野原等の既存集落においては、都心部への機能移転に伴い、過疎化・高齢化の進行が著しく、農業の担い手不足や田畑の休耕など農村基盤の脆弱化が課題となっており、地域の人口流出を防ぎ、地域コミュニティの維持形成を図るための早急な対策が求められている。

このため、本計画に掲げる交付金による道整備事業やその他関連事業を一体的に整備することにより、吉野校区の既存集落と国道10号を結ぶ新たなルートを構築し、都市部と農村地域間の移動時間の短縮による新鮮な農産物のより効率的な供給ルートの確保や、都

りなど、地域の活性化とコミュニティの再生のため、将来に向けて各々の地域の特色を活かした取り組みを進めている。

また、そうした市域内の活力ある魅力的な取り組みを、広域道路ネットワークで結び、隣接する「臼杵市」との歴史的な町並みを通じた広域連携や、古くから農業を基幹産業として栄えてきた「豊後大野市」との流通促進など、観光と産業の両面において、更なる広域交流の拡大を図ることとする。

そのため、地域再生基盤整備交付金の活用により、市道、広域農道を活用した広域道路ネットワークを整備し、都市部と周辺地域の移動時間の短縮による物流の効率化や定住、交流人口の拡大、都市施設である病院・社会福祉施設・商業施設などとのアクセス改善、さらには地域経済と活性化と地域雇用の創造、市民生活環境の向上などを実現し、『あらゆる世代が安心していきいきと希望をもって暮らすことのできる「元気な大分」づくり』をめざすこととする。

(目標1)

市道、広域農道、県道の整備による臼杵市、豊後大野市からのアクセス時間の短縮(約10～20分の短縮が見込まれる。)

(目標2)

戸次本町への訪問者の増加  
(戸次本町の中核施設である『帆足本家酒蔵』の年間来場者数の15%増)

(目標3)

過疎化対策としての定住促進

市施設である病院、社会福祉施設、商業施設などとのアクセス改善を図り、深刻化する過疎化に歯止めをかけることとする。

さらに、大南地区と隣接する「臼杵市」との歴史的な町並みを通じた広域観光連携や、古くから農業を基幹産業として栄えてきた「豊後大野市」との流通促進を図ることにより、農業と観光の両面における広域的な交流拠点としての大南地区全体の活性化を図ることとする。

これらにより、生活者である大南地区住民の日常生活における安心感の醸成と、訪問者との交流を通じた地域の産業、歴史、文化の再発見による地域への愛着心の醸成を図り『安心してみんなが住みたくなる地域づくり』をめざすこととする。

(目標1)

市道、広域農道、県道の整備による臼杵市、豊後大野市からのアクセス時間の短縮(約20分の短縮が見込まれる。)

(目標2)

戸次本町への訪問者の増加  
(戸次本町の中核施設である『帆足本家酒蔵』の年間来場者数の15%増)

(目標3)

過疎化対策としての定住促進

(大分市吉野校区の人口を平成16年度並の水準で維持する。)

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5 - 1 全体の概要

臼杵市と大分市を結ぶ「広域農道大南野津地区」と「県道吉野原犬飼線」などの整備を一体的に進め、枝線となる「市道安位犬飼線」を豊後大野市と大分市のアクセス道として整備する。

また、「広域農道大南野津地区」と国道10号を結ぶ道路として、「市道横江線」と県道坂ノ市中戸次線とを接続する。

さらに、大分市、豊後大野市、由布市の3町を結ぶ大分川中流域の中山間地域の基幹道路となる「広域農道大分中部地区」を軸として、周辺集落からの国道442号へのアクセス道となる「市道上平野2・3・4号線」「市道真萱上詰線」「市道高沢小原線」の整備を一体的に行うことにより、国道、県道、広域農道、市道による広域的な道路ネットワークを構築し、その周辺地域の生活環境の向上と農産物の物流効率化、渋滞時間の減少を図る。

また、佐賀関地区にある「さかのせきサイクリングロード」に接続する「市道大志生木神崎線」の整備を行うことにより、地域の生活環境の向上はもとより、「道の駅佐賀関」を拠点とした主要観光ルートとして活用を図る。

### 5 - 2 法第四章の特別の措置を適用して行う事業

#### 道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお整備箇所等については、別添の整備箇所に示した

(大分市吉野校区の人口を平成16年度並の水準で維持する。)

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5 - 1 全体の概要

臼杵市と大南地区を結ぶ「広域農道大南野津線」と「県道吉野原犬飼線」の整備を一体的に進め、枝線となる「市道安位犬飼線」を豊後大野市と大分市のアクセス道として整備する。また、「広域農道大南野津線」と国道10号を結ぶ道路として、「市道横江線」と現在整備中の「市道戸次バイパス線」との接続を行うことにより、国道、県道、広域農道、市道による広域的な道路ネットワークを構築し、戸次本町の通過交通の排除はもとより、その周辺地域の農業振興、農産物の物流効率化、渋滞時間の減少を図る。

図面による。

市道：市道認定年月日

市道横江線（昭和56年12月21日）

市道安位犬飼線（昭和56年12月21日）

市道大志生木神崎線（昭和41年9月20日）

市道上平野2号線（平成17年12月16日）

市道上平野3号線（平成17年12月16日）

市道上平野4号線（平成17年12月16日）

市道真萱上詰線（昭和56年3月17日）

市道高沢小原線（昭和62年3月18日）

広域農道：法手続年月日

広域農道大南野津地区 当初（平成3年11月16日）

変更（平成13年4月18日）

広域農道大分中部地区（昭和58年10月18日）

[施設の種類（事業区域） 事業主体]

- ・ 市町村道（大分市）大分市
- ・ 広域農道（大分市）大分県

[事業期間]

- ・ 市町村道（平成17年度～平成21年度）
- ・ 広域農道（平成17年度～平成21年度）

[整備量及び事業費]

・ 市道認定月日

市道横江線（昭和56年12月21日）

市道安位犬飼線（昭和56年12月21日）

・ 広域農道法手続月日

広域農道大南野津線 当初（平成3年10月4日）

変更（平成13年3月13日）

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

[施設の種類（事業区域） 事業主体]

- ・ 市町村道（大分市）大分市
- ・ 広域農道（大分市）大分県

[事業期間]

- ・ 市町村道（平成17年度～平成21年度）
- ・ 広域農道（平成17年度～平成21年度）

[整備量及び事業費]

- ・ 市町村道 4.11km、広域農道 1.86km
- ・ 総事業費 5,985,500 千円（うち交付金 2,992,750 千円）  
（内訳）市町村道 945,500 千円（うち交付金 472,750 千円）  
（内訳）広域農道 5,040,000 千円（うち交付金 2,520,000 千円）

### 5 - 3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、『あらゆる世代が安心していきいきと希望をもって暮らすことのできる「元気な大分」づくり』を達成するために、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

- ・ 市道戸次バイパス線  
 戸次本町への通過交通を排除するため、国道10号線と市道横江線、県道坂ノ市戸次線を結ぶバイパスの整備
- ・ 市道廻洲線道路改良事業  
 国道442号とダム水源地域である廻洲、上詰地区を経て、県道久住高原野津原線を結ぶ市道の整備
- ・ 市道下詰荷小野線道路改良事業  
 県道三重野津線より荷小野地区を經由して、国道442号に接続する市道の整備
- ・ 県道吉野原犬飼線  
 臼杵市と豊後大野市から戸次本町（大分市）への

- ・ 市町村道 1,190m、広域農道 621m
- ・ 総事業費 25億1千万円  
 市町村道 2億円（内交付金1億円）  
 広域農道 23億1千万円（内交付金11億5千5百万円）

### 5 - 3 その他の事業

- ・ 市道戸次バイパス線  
 戸次本町への通過交通を排除するため、国道10号線と市道横江線、県道坂ノ市戸次線を結ぶバイパスの整備
- ・ 県道吉野原犬飼線  
 「臼杵市と豊後大野市から戸次本町（大分市）への

アクセスの強化を図るため、市道安位犬飼線と広域農道大南野津地区を結ぶバイパスの整備

- ・ 戸次本町街づくり推進事業  
江戸時代から昭和初期まで日向街道筋の在町として栄えた伝統的な町並みと生活文化遺産の保全を行い、訪問者と地区住民と触れ合いを重視した交流型の観光拠点の整備
- ・ 大分川ダム及び周辺地域植樹事業  
市民ボランティアによるダム湖周辺と市有山林での合併記念植樹の活動
- ・ 佐賀関支所及び公民館建設事業  
地域コミュニティの拠点となる支所と公民館の新設合築事業

6 計画期間

平成17年度～平成21年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(略)

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

(略)

アクセスの強化を図るため、市道安位犬飼線と広域農道大南野津線<sup>」</sup>を結ぶバイパスの整備

- ・ 戸次本町街づくり推進事業  
江戸時代から昭和初期まで日向街道筋の在町として栄えた伝統的な町並みと生活文化遺産の保全を行い、訪問者と地区住民と触れ合いを重視した交流型の観光拠点の整備

6 計画期間

平成17年度～平成21年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(略)

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

(略)